

議案第 35 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 4 号 山都町税等の減免に関する条例の一部改正について

平成 30 年 6 月 7 日提出

山都町長 梅 田 穰

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
山都町税等の減免に関する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分す
る。

平成30年3月31日

山都町長 梅 田 穰

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

山都町長

山都町条例第9号

山都町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

山都町税等の減免に関する条例（平成17年山都町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山都町税等の減免に関する条例（平成17年山都町条例第50号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(町民税の減免)</p> <p>第2条 町長は、災害により町民税の納税義務者(個人に限る。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する災害を受けた日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の町民税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額(特別徴収される町民税については、同月以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。)について、当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 死亡した場合 10分の10</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10</p> <p>(3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合 10分の9</p> <p>2 町長は、災害により自己又はその控除対象配偶者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。)若しくは扶養親族(法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。)がその住宅又は家財の価額の10分の3以上である者で、災害を受けた日の属する年の前年(以下「前年」という。)中における法第229条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して当該年度分の町民税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(町民税の減免)</p> <p>第2条 町長は、災害により町民税の納税義務者(個人に限る。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する災害を受けた日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の町民税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額(特別徴収される町民税については、同月以後において徴収すべき税額とする。以下同じ。)について、当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 死亡した場合 10分の10</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10</p> <p>(3) 障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合 10分の9</p> <p>2 町長は、災害により自己又はその控除対象配偶者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。)若しくは扶養親族(法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。)がその住宅又は家財の価額の10分の3以上である者で、災害を受けた日の属する年の前年(以下「前年」という。)中における法第229条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して当該年度分の町民税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。</p>

損害程度 合計所得金額	減額又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	10分の5	10分の10
750万円以下であるとき	10分の2.5	10分の5
750万円を超えるとき	10分の1.25	10分の2.5

第3条 町長は、冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、当該納税義務者に対して課する町民税の所得割額(前年中における農業所得に係る総所得金額と農業所得以外の所得に係る総所得金額とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額とする。)のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。

合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

損害程度 合計所得金額	減額又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	10分の5	10分の10
750万円以下であるとき	10分の2.5	10分の5
750万円を超えるとき	10分の1.25	10分の2.5

第3条 町長は、冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について生じた減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業保険法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、当該納税義務者に対して課する町民税の所得割額(前年中における農業所得に係る総所得金額と農業所得以外の所得に係る総所得金額とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額とする。)のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を減額し、又は免除することができる。

合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

【「山都町税等の減免に関する条例」の一部改正の概要】

山都町税等の減免に関する条例については、農業災害補償法の一部を改正する法律が、平成29年6月23日に公布され、平成30年4月1日から施行されることから山都町税等の減免に関する条例の一部を改正するものです。

農業災害補償法の一部を改正する法律では、法律の題名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められたことに伴い「山都町税等の減免に関する条例」第3条中の「農業災害補償法」を「農業保険法」に条文の改正を行いました。

農業災害補償法の改正法の概要は、次のとおりです。

1. 題名の改正
法律の題名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められました。(題名関係)
2. 農業経営収入保険事業の創設
全国を区域とする農業共済組合連合会(以下「全国連合会」といいます。)は、次の内容の農業経営収入保険事業を行うことができることとされました。(第175条第1項)
 - (1) 被保険者の農業収入の減少について、保険金を交付する事業
 - (2) 保険金の支払が見込まれる被保険者に対し、その見込額の範囲内で、農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業
3. 農業共済事業の見直し
農作物共済の当然加入制が廃止され、任意加入制とする等の見直しがなされました。(旧第16条及び第104条関係)
4. 全国連合会
農業共済組合連合会について、次の変更がなされました。
 - (1) 農業共済組合連合会の区域は、都道府県又は全国とすること。(第5条関係)
 - (2) 全国連合会は、農業経営収入保険の運営等を行うこと。(第175条関係)
 - (3) 全国連合会から、農業共済組合、市町村等への事務委託ができること。(第188条関係)